内閣官房令

○内閣官房令第五号

国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十四条第三項及び第十五条第四項（同法第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）の規定を実施するため、国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和八年五月十五日　　内閣総理大臣　高市　早苗

国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する内閣官房令

国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成二十一年総務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　［略］ 二　当事者　準用行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた者（同条第四項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 ［三・四　略］	（定義） **第一条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　［同上］ 二　当事者　準用行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 ［三・四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

法規的告示

○総務省告示第百九十四号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第二十四条において準用する同法第五条第五項の規定に基づき、同条第二項の規定による報告の概要を次のとおり公表する。

令和八年五月十五日

総務大臣　林　芳正

健全化法第二十四条において準用する同法第五条第二項の規定による報告の概要

秋田県　仙北市　病院事業会計

1　資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因

・　市立田沢湖病院及び市立角館総合病院のいずれにおいても、急速な人口減少や医療需要の変化等を要因とした収益減が進む中で、急激な物価高騰や人件費の上昇が重なったこと

・　収益悪化に加え新病院の建設事業等大規模投資に係る企業債償還金の負担が重なったこと

2　計画期間

令和７年度から令和10年度までの４年間

3　経営の健全化の基本方針

・　共倒れを防ぎ、地域医療を守る

・　公立病院としての信頼の回復

・　痛みを伴う抜本的経営改革の実行

4　資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策

(1)　２つの市立病院の再編統合による組織改革

・　全市一体の「せんぼく市民病院（仮称）」として持続可能な経営体へ

・　市立角館総合病院の担うべき役割の明確化

・　市立田沢湖病院の入院病床の休止

(2)　計画期間中に取り組む収益確保策（主なもの）

・　医療・介護連携の強化による高齢者救急患者等の受入増に伴う増収

・　機能強化及び特化等による病床利用率向上に伴う増収

・　2026診療報酬改定による新たな施設基準や加算の取得に伴う増収

(3)　計画期間中に取り組むコスト削減策（主なもの）

・　職員の適正配置及び退職者の不補充等を中心とした人件費の抑制

・　非常勤医師及び研修医の報償費の見直し

(4)　病院事業債（経営改善推進事業）の活用

5　収入及び支出に関する計画

（単位：百万円）

項　目	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
医業収益	3,696	3,909	4,032	3,547
職員給与費	3,231	3,042	2,939	2,381
諸経費	1,374	1,367	1,381	1,180
一般会計繰入金	1,100	1,376	1,376	1,036

6　各年度ごとの資金不足比率の見通し

（単位：％）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
資金不足比率	57.9	34.4	21.2	18.3

7　その他経営の健全化に必要な事項

・　目標達成に向けた施策の展開（数値目標設定、ＰＤＣＡサイクルの確立）

・　人材育成・職場環境の改善等

・　経営健全化計画の推進（外部有識者による計画の進行管理等）